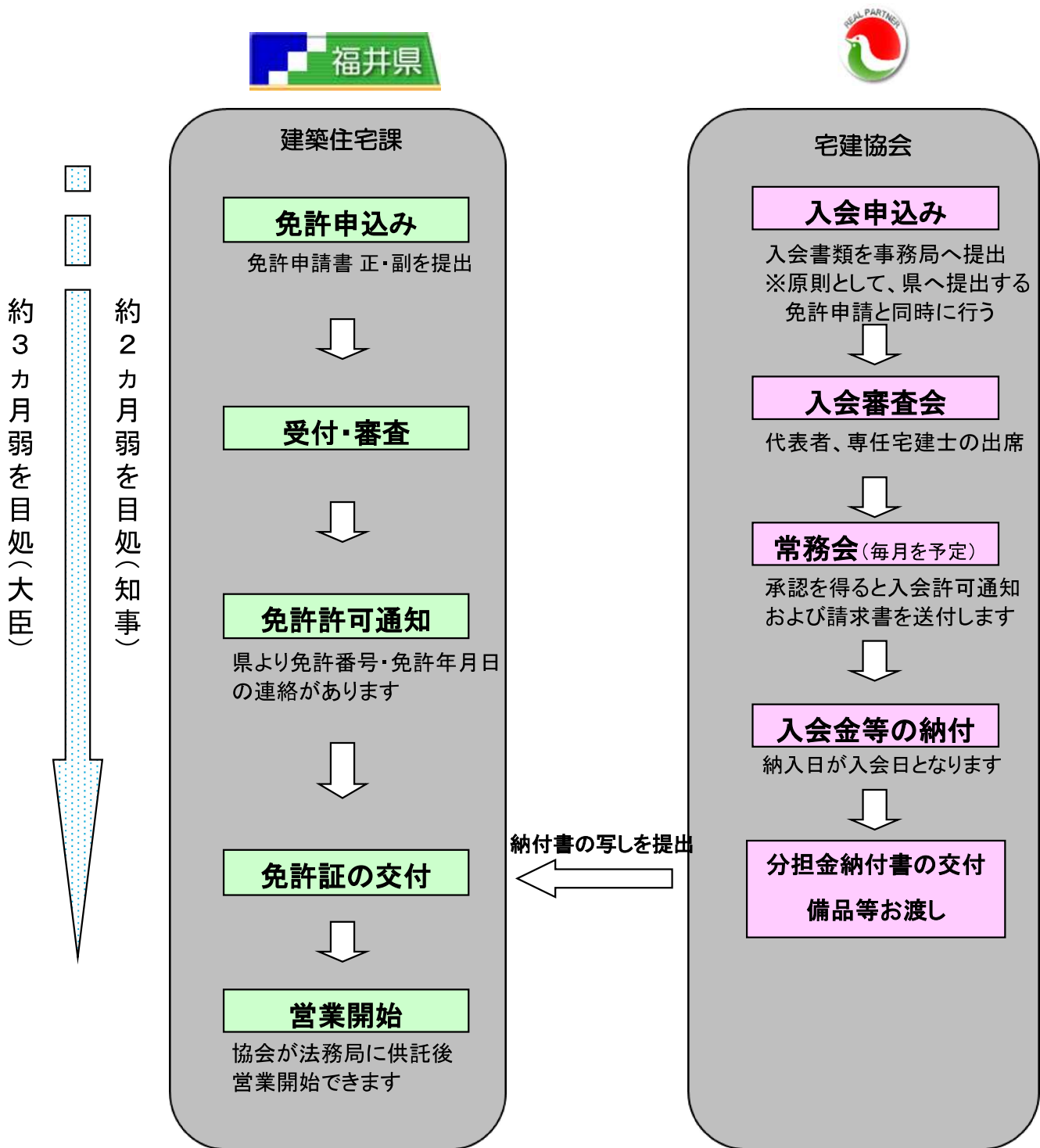


《宅地建物取引業者になるための手続き》



※書類が揃いましたら宅建協会入会書類と併せて協会にお持ちください。
書類確認後、県に提出していただきます。
また、地区の代表理事に入会の挨拶をお願いいたします。

《宅建業の免許》

新規に宅地建物取引業を開業しようとする方は、宅建業の免許を受けなければなりません。

● 免許要件

1. 事務所に常勤する専任の宅建取引士が設置してある事。(従業者5人に1人)
試験に合格し、知事の登録を受け、有効期限のある宅建取引士証の交付を受けた者
2. 事務所が存在する事
3. 代表者、法人の役員、宅建取引士が欠格要件に抵触しない事。
4. その他
手数料
・2つ以上の都道府県にまたがって事務所を設置する場合
→大臣免許／登録免許税 90,000円
・1つの都道府県にのみ事務所を設置する場合
→知事免許／福井県証紙 33,000円

● 必要書類

■ 宅建協会

免許申請書(写)
入会申込書(冊子)
協会 入会申込書
不動産キャリアパーソン講座受講申込書
政治連盟 入会届
レインズ加入申込書
定款(法人の場合)の写し

■ 保証協会

入会申込書
弁済業務保証金分担金納付書
(法人の場合)
連帯保証書・誓約書
代表者個人および会社の印鑑証明書

《入会に関する詳しいお問い合わせはこちらまで》

公益社団法人 福井県宅地建物取引業協会 事務局
〒910-0004 福井市宝永4丁目4-3
TEL 0776-24-0680